



Setting The
Standard for
Seafood



養殖場のための**ASC**グループ要件 バージョン

V1.0 - 2025年5月1



Contact Information:

Aquaculture Stewardship Council, Maliebaan 50-B, 3581 CS Utrecht, The Netherlands

バージョン管理、使用可能言語、著作権表示

水産養殖管理協議会（ASC）は、この文書の所有者である。

登録番号 34389683

本文書の内容に関するご意見・ご質問は、standards@asc-aqua.orgまでご連絡ください。

文書 ID : ASC-CAR-005-JP

バージョン管理

文書のバージョン履歴：

バージョン	発行日：	発効日：	修正/変更
V1.0	2025年5月1日	2025年8月1日	新規の文書

ASC のウェブサイトに掲載されている最新版を使用することは、この文書の使用者の責任である。

見直しと改訂

ASC は、この文書の正確性および関連性について、少なくとも3年ごとに見直すものとし、また、必要に応じて、ASC 養殖場基準文書および ASC 飼料基準文書に対して行われたいかなる改訂とも、この文書を整合させるものとする。

見直しで改訂が必要と判断された場合、ASC は本文書を適切に改訂し、発行日、施行日、および次回の見直し日を記載した新しいバージョンを ASC のウェブサイトに公開する。

見直しの結果、改訂の必要性がないと判断された場合、ASC は本文書を再確認し、決定とその根拠を公表し、次回の見直しの期日を定める。

使用可能言語

養殖場の ASC グループについての要件の文書は、以下の言語で入手可能である。

バージョン:	使用可能言語
--------	--------

V1.0	英語（公用語）
	日本語
	韓国語
	スペイン語
	トルコ語
	ベトナム語

利用可能な翻訳と英語版との間に矛盾および/または不一致がある場合は、オンラインの英語版（PDF 形式）が優先される。

著作権について



この文書は [クリエイティブ・コモンズ表示-改変禁止 3.0 非移植](https://creativecommons.org/licenses/by-nc/3.0/) にてライセンスされる。

本ライセンスの範囲を超える許可は、standards@asc-aqua.org にリクエストすること。

目次

バージョン管理、使用可能言語、著作権表示.....	2
ASC について.....	5
養殖場の ASC グループについての要件.....	7
表 1：ASC 養殖場認証のグループ認証タイプの要件.....	8
1. 組織構造と管理権限.....	10
2. サイトの登録簿.....	11
3. 現地内部審査.....	12
4. トレーサビリティ（追跡可能性）と隔離.....	16
5. 不適合製品.....	19
6. 苦情および不服申し立て.....	20
7. マネジメントレビュー.....	20
8. 文書管理.....	20
9. マネジメントの記録.....	22
10. 担当者のトレーニング.....	22
11. サイトの追加と削除.....	23
12. GMB の制裁：停止および取下.....	24
13. 審査機関の制裁.....	26
別紙 2 - 内部不適合.....	28
表 2.1：内部サイト不適合の定義.....	28
表 2.2：内部グループ不適合の定義.....	29
表 2.3：内部不適合の是正期限、GMB および審査機関の措置.....	30
別紙 3 - 内部審査員の能力要件.....	31
別紙 4 - グループサイト登録簿.....	33
別紙 5 - 養殖場契約.....	34

ASC について

水産物の力

栄養価の高いタンパク供給元であり、世界の食糧安全保障の重要な構成要素である水産物には、33億人が動物性タンパク質の消費量の少なくとも20%を依存しており、4億人から6億人が直接的・間接的に水産業に関わっている¹。

2050年には人口が100億人に達すると推定され、天然業は限界に達しているため、養殖水産物は消費される水産物の60%近くを占め、その数と重要性は増加の一途をたどっている¹。業界の悪影響を抑えるために、早急に注意を払わなければならない。

責任ある水産養殖では、天然資源への圧力を緩和し、貴重な生態系を保護し、経済的機会を促進し、食糧安全保障の課題に取り組み、水産物と人々と地球を大切にす。循環型経済における重要なリンクであり、複数の副産物の流れを、必要とされる高品質のタンパク質へとアップサイクルする。



目指す未来

養殖水産物が、環境への悪影響を最小限に抑えつつ、人類の食糧と社会的利益を供給する上で、養殖業が主要な役割を果たす。



ミッション

養殖水産物を環境的持続可能性と社会的責任に向けて変革し、市場メカニズム、改善インセンティブを利用してチェーン全体で価値を創造し、養殖場から食卓まで付加価値を提供する

¹国連水産パネル (COFI36) : 食糧不安、栄養不良、貧困の解決策としての水産養殖

養殖水産物の変革

ASC は、水産養殖業界の変革を加速させるために、次のような取り組みを行っている：

変革の推進 - 変わるべきものについての認識を高め、人と地球、および魚と養殖場への好影響を加速するために必要な変革の道筋を作るために協力する。

変化を起こす - 責任ある養殖場の水産物のための世界有数の独立認証および改善についての制度を開発し、実施する。

サプライチェーンパートナーは、最も強固な基準と、サプライチェーン全体のトレーサビリティと透明性を確保する最高の保証のために、ASC 認証を選択する。ASC ラベル付き水産物を選ぶことで、100 カ国以上の消費者が持続可能な未来に貢献している。

ASC 認証制度



養殖場の ASC グループについての要件

目的

この文書は、養殖生産サイトのグループによる ASC 養殖場基準に対する適格性と集団認証の要件を概説するものである。この要件は、全サイトにおける ASC 養殖場基準への適合性を監督し、グループの認証申請、取得、維持のための認証プロセスを調整する中央内部管理システム（IMS）の包括的な枠組みを提供するものである。

語彙の使用

本文書では、以下の分野における明確性を確保するために、意図的な表現が用いられている：

- **助動詞**
 - 「Shall」は義務を示す
 - 「Should」は「～すべき」という推奨を表す
 - 「May」は許可された行動を示す言葉である
 - 「Can」は可能な行動の選択肢を示す
- **適切と十分の違い**
 - 「適切」とは、特定のニーズに対してふさわしい、または適切なものを指す。
 - 「十分」とは、ニーズを満たすのに十分なものを指す。
- **リストにおける「And（…と）」と「Or（…または）」の比較**
 - 「And（と）」は包括性（すべての項目が必要）を意味する。
 - 「Or（または）」は排他性を意味する（どちらか一方の項目だけが必要）。

認証タイプ

ASC 養殖場基準の認証には、2つのグループ認証タイプがある：

A) グループ - オプション 1

B) グループ - オプション 2

これらの認証タイプの要件は、以下の表 1 に詳述されている。

表 1 : ASC 養殖場認証のグループ認証タイプの要件

要件	認証タイプ	
	グループ オプション 1	グループ オプション 2
1	依頼者の認証単位 (UoC) は、複数の養殖場サイトで構成され、グループマネジメント機関 (GMB) が管理する中央内部管理システム (IMS) によって管理される。	依頼者の認証単位 (UoC) は、複数のサイトで構成され、グループマネジメント機関 (GMB) によって管理される中央の内部管理システム (IMS) によって管理される。 これらのサイトは主に小規模生産者である。
2	IMS は、適合性の審査機関 (Conformity Assessment Body : CAB) の定期審査のたびに審査されなければならない。ASC 養殖場基準に対する定期的な審査機関審査のたびに、UoC 内のサイトのサンプルを選択しなければならない。	
3	依頼者は、組織の本部とは限らない、明確な所在地を持つ GMB を特定しなければならない。 グループのマネジメント機能を外部組織に下請けさせてはならない。	依頼者とは、GMB のことである。GMB は、より大きな法人内の法人または法定団体、あるいは法的に認められた別の形態の組織、すなわち官庁に登録された組織でなければならない。 GMB は明確な所在地を持たなければならないが、それは必ずしも組織の本部にあるとは限らない。 グループのマネジメント機能を外部組織に下請けさせてはならない。
4	依頼者 (認証の所有者 ²) は、法的拘束力のある契約を締結する能力を有していなければならない。	
5	依頼者は、ASC 認証の製品を販売する権限を有する唯一の事業者でなければならない。	

²依頼者が特定の UoC について ASC 認証を取得した。

要件	認証タイプ	
	グループ オプション 1	グループ オプション 2
6	<p>サイトは依頼者が所有するか、または下請けに出すことができるものとする。依頼者は、ASC 製品が UoC 以外で販売されるまで、その所有権を保持しなければならない。</p>	<p>サイトは、依頼者（GMB）と養殖場契約を締結しなければならない。</p> <p>この場合、養殖業者は ASC 製品を所有し、依頼者が ASC 認証の製品を UoC 外で販売する前に、依頼者に ASC 製品を販売しなければならない。</p> <p>もし養殖業者がそのサイトの製品を他の第三者に直接販売する場合、その製品は ASC 認証の製品として販売することはできない。</p> <p>養殖業者は、単一または複数の小規模生産サイトの運営に責任を持つことができる。</p>
7	<p>サイトは、関連する法的ライセンスおよび許可に記載されているように、明確に定義された境界を持つものとし、複数の囲い、生け簀、池、水槽、レースウェイシステム、または漁場を含めることができる。</p>	
8	<p>UoC のすべてのサイトは、同じ管轄区域内、または関連する共通の規制を共有する近隣の管轄区域内で運営されるものとする。</p>	
9	<p>GMB は、中央内部管理システム（IMS）を管理し、UoC 内の全サイトの ASC 基準に対する適合性を保証する責任を負う。</p>	

1. 組織構造と管理権限

- 1.1** 依頼者は、グループの UoC 内のすべてのサイトについて、ASC グループについての要件および ASC 養殖場基準への適合性を確実にするために、グループの IMS の効果的な実施を可能にする手順を確立しなければならない。
- 1.2** GMB は、審査機関、ASC、および ASC のインテグリティサービスプロバイダーの指名担当者を任命し、その不在時に誰が代理を務めるかを明確に文書化しなければならない。
- 1.2.1** 指名された者は、グループ内の ASC 認証に関連するすべての活動、および審査機関、ASC、および ASC のインテグリティサービスプロバイダーとの連絡に責任を持つものとする。
- 1.2.2** 指名された者およびその連絡先の詳細は、グループおよび審査機関の全サイトマネージャーに通知されなければならない。
- 1.3** 依頼者は、以下の組織構造を文書化しなければならない：
- A)** グループの管理体制についての詳細。
 - B)** 各サイトとグループのマネジメント、およびグループ内の各サイト間の相互関係やコミュニケーションラインを詳述する。
 - C)** 全サイトに適用されるプロセス／活動の集中化の度合いを記述する³。
 - D)** グループ内で実施されている主な任務と責任を詳述する。
 - E)** 要件 1.2 に従い、GMB 指名者および副責任者を特定する。
- 1.4** GMB は以下のことを行わなければならない：
- A)** グループ内のサイトが、該当するすべての ASC 養殖場基準の要件に適合性を持つ。
 - B)** IMS が、本文書に従って ASC グループについての要件に適合性を持つ。
- 1.5** GMB は以下の責任を負わなければならない：

³仕入れ、流通、出荷など。

- A) 内部審査および外部審査機関審査で指摘された不適合に対する是正措置の実施を監督する。
- B) 不適合が必要な期間内に解決されるようにする。

1.6 GMB は以下のことを行わなければならない：

- A) GMB とグループ内の各サイトとの間で効果的なコミュニケーションが維持されており、主要な担当者が共通の責任について知らされている。
- B) 共有の手順または方針が文書化されている場合、関連する GMB およびサイトの担当者の双方が、これらの文書の最新版にアクセスできるものとする。

2. サイトの登録簿

- 2.1 GMB は、別紙 4 に概説されている情報を含む、グループ内の全サイトの最新の登録簿を維持するものとする。
- 2.2 GMB は、中央 IMS プロセス／活動が計画され管理されている場所の名称、および物理的住所を登録簿に記載しなければならない。

3. 現地内部審査

内部審査のスケジュール設定

3.1 GMB は、効果的かつ文書化された定期内部審査制度を実施するものとする。

3.1.1 内部サイト審査のスケジュールは、全サイトに通知されるものとする。

3.2 当グループの IMS、および当グループ内の全サイトは、審査機関の初回審査に先立つ 12 ヶ月以内に、またその後は少なくとも年 1 回、内部審査を受けなければならない。

3.2.1 審査機関の初回審査に先立ち、また、審査機関文書のレビューの一環として、GMB は、内部監査の不適合がすべて解消されていることを証明するために必要な証拠を審査機関に提供しなければならない。

3.2.2 GMB は、サイトが稼働中の状態において実施するサイト内部審査を計画するものとする。

3.2.3 GMB は、グループの出荷活動が効果的に評価されるよう、内部審査を計画する。

3.2.4 GMB は、その裁量により、抜き打ちの内部審査を実施することができる。実施する場合、GMB はサイトに事前通知を行わないものとする。

3.3 内部審査は、以下について実施しなければならない：

A) ASC 養殖場基準の適用要件に照らしたグループ内の各サイト。

B) 本書に基づく ASC グループについての要件に対するグループの IMS。

内部審査員

3.4 GMB は、⁴別紙 3 に従い、内部グループ審査員および内部サイト審査員の能力要件を満たす、適切なトレーニングを受けた適任の審査員による内部審査の実施を確保する責任を負うものとする。

3.4.1 内部グループ審査員は、本文書に従い、ASC グループについての要件に照らしてグループの IMS を評価する責任を負うものとする。

⁴必要な能力を満たし、自身の業務を審査しない場合、内部グループ審査員と内部サイト審査員の両方になることができる。

3.4.2 内部サイト審査員は、該当する ASC 養殖場基準の指標に照らして各サイトを評価する責任を負うものとする。

3.5 GMB は、内部審査員が審査対象分野および活動から独立していることを保証するものとする⁵。

内部審査報告書

3.6 GMB は、内部審査報告書が ASC 内部審査報告書テンプレートを用いて記入されていることを確認しなければならない。

3.7 内部審査の範囲は、グループ内の全サイト、施設、活動、および IMS の ASC の要求事項を対象とする。

3.8 内部審査報告書は、評価された客観的証拠の再現可能な⁶詳細とともに、適合と不適合を正確に記録しなければならない。

⁵すなわち自らの仕事を審査してはならない。

⁶審査報告書には、二次的な立場の者が、最初の審査で検討されたものと同じの文書、情報、データを探し出し、同じ結論に達することができるよう、十分な情報が含まれていなければならない。

内部審査の不適合指摘事項

- 3.9** ASC 養殖場基準に対する不適合が特定された場合、**内部サイト審査員**はその不適合を**サイト不適合**として分類する。内部サイト審査員は、以下を行わなければならない：
- A)** 別紙 2、表 2.1 の定義に従い、不適合の等級をサイト軽度、サイト重度、サイト深刻と規定し、記録する。
 - B)** 不適合の根拠となる客観的証拠を特定した上で、不適合事項を明示するとともに、特定の基準指標に対する不適合の詳細を明確に記録する。
 - C)** 別紙 2、表 2.3 に従って、不適合の是正に関する期限を記録する。
- 3.10** ASC グループについての要件に対する不適合が特定された場合、**内部グループ審査員**は、その不適合を**グループ不適合**として分類する。
- 3.11** 内部グループ審査員は、内部サイト審査員と調整し、サイトの不適合が以下であるかどうかを確認し判断するものとする：
- A)** 孤立したサイトの不適合で、グループの IMS が機能していないことを示すものではない、または
 - B)** 複数のサイトに関連するシステムの不適合で、グループの IMS が機能していないことを示す。
- 3.12** 要件 3.11B が適用される場合、内部グループ審査員は、サイトに対して提起された不適合に加えて、グループの不適合を提起するものとする。

3.13 内部グループ審査員は、以下を行うものとする：

- A)** 別紙 2、表 2.2 の定義に従い、不適合の等級をグループ軽度、グループ重度、グループ深刻に規定し、記録する。
- B)** 不適合の根拠となる客観的証拠を特定した上で、不適合事項を明示するとともに、特定の ASC グループについての要件に対する不適合の詳細を明確に記録する。
- C)** 別紙 2、表 2.3 に従って、不適合の是正に関する期限を記録する。

3.14 GMB は、以下の手順を実施しなければならない：

- A)** 内部審査の不適合事項および是正期限を、審査を受けた活動の責任者に伝える。
- B)** 修正と是正措置、および実施責任者の間で合意する。
- C)** 求められた期間内に修正と是正措置が効果的に実施されていることを検証する。

3.15 要件 3.14 の記録は、それぞれの不適合について GMB が保持するものとする。

3.16 GMB は、提供された証拠が修正および是正処置について効果的な実施を実証していると判断された場合、**サイト深刻およびグループ深刻の不適合を除き**、不適合を是正済みとするものとする。

3.16.1 **サイト深刻の不適合を是正するために**、GMB は、実施された修正および是正処置の有効性を評価するために、現地審査を実施しなければならない。

3.16.2 **グループ深刻の不適合を是正するために**、審査機関は、実施された修正および是正処置の有効性を評価するために、現地審査を実施しなければならない。

3.17 GMB は、審査プロセスに**関与していない個人またはグループ**を、以下の目的のために任命しなければならない：

- A)** すべての内部審査報告書をレビューする。
- B)** 不適合の是正処置が効果的に実施された十分な証拠があるかどうかを評価する。
- C)** 各サイトの ASC 養殖場基準および IMS に対する適合性について、本文書に従った要件に照らして公平な判断を下す。
- D)** 必要な場合、**セクション 12** に従い、制裁措置が必要かどうかを公平に判断する。

3.18 GMB は、内部審査報告書のレビュー、不適合評価、適合性決定、および出された制裁措置の記録を保持するものとする。

3.19 GMB は、適合性の結果と制裁措置をグループ内の各サイトに伝えるものとする。

4. トレーサビリティ（追跡可能性）と隔離

4.1 GMB は、ASC 認証の製品と非 ASC 認証の製品の混合または代替のリスクを特定し、最小化する効果的な中央トレーサビリティ（追跡可能性）システムを導入しなければならない。

4.1.1 GMB が、非 ASC 認証の事業所からの非 ASC 認証製品の取扱または販売も意図している場合、GMB は、この活動を開始する前に、審査機関に通知しなければならない。

4.2 トレーサビリティ（追跡可能性）システムは、販売または発送された製品のすべてのバッチが、サイト内の生産部門にトレーサビリティ（追跡可能性）があること、またその逆も可能であることを保証しなければならない。

4.3 GMB は、トレーサビリティ（追跡可能性）試験の実施頻度を、少なくとも年 1 回とするものとする。

4.4 GMB は様々な ASC 製品についてトレーサビリティ（追跡可能性）試験を実施しなければならない。

4.4.1 トレーサビリティ（追跡可能性）試験の結果は、生産部門から当グループからの製品の販売または発送まで、またその逆も同様に、トレーサビリティ（追跡可能性）を特定できることを保証するものとする。

4.4.2 トレーサビリティ（追跡可能性）試験には、マスバランス生産量を含めなければならない。

4.5 GMB は、最低限、グループ内のサイトおよび施設を定義した最新の地図を維持するものとする。

4.6 GMB は、以下を記載した文書化されたプロセスフロー図を持たなければならない：

- A)** 製品のトレーサビリティ（追跡可能性）に関連するプロセスや活動の集中化の程度⁷。
- B)** グループ内のサイトや施設間の製品の移動、生産部門からグループ外への製品の販売。
- C)** サイト間および中央施設間の交流、製品の流れ、輸送。施設には以下が含まれるが、これらに限定されない：
 - i.** 中央保管施設⁸。
 - ii.** 中央集荷センター（等級付け業務）。
 - iii.** 中央流通、発送、販売。

⁷例えば、一括購入、発送、販売流通、出荷など。

⁸飼料など。

4.7 ASC 認証の製品が各サイトから中央施設へ輸送される場合、ASC 認証の製品のセキュリティにリスクが生じないように、GMB の厳重な管理・監督下に置かれるものとする。

4.7.1 最低限、以下の記録を保持するものとする：

- A) 輸送手段の識別。
- B) 出荷／発送／到着の時期。
- C) 取扱量 [生体重量（キログラム）、サイズ] 。
- D) シール番号（該当する場合）。

4.8 GMB は、サイトと GMB の間の仲介業者の利用を認めないものとする。

4.9 GMB の製品を取り扱う加工・包装施設が垂直統合型である場合⁹、その施設は有効な ASC Chain of Custody (CoC) 認証を保有するものとする。

4.10 GMB がグループ内に契約サイトを持っている場合、GMB は：

- A) ASC 認証の製品としてグループ外に販売する前に、サイト製品の所有権を有するものとする。
- B) 養殖業者が ASC 認証として他の第三者に直接販売することを認めてはならない。

⁹加工または包装施設が統合され、GMB が所有する取り決め。

5. 不適合製品

- 5.1 GMB は、以下を含む、ASC 製品の不適合を管理するための効果的なプロセスを有するものとする：
- A) 不適合製品の安全な保管と明確な識別。
 - B) ¹⁰問題に応じて製品を使用する際の意味決定についての明確な責任。
- 5.2 不適合製品が検出された場合、GMB は直ちに当該不適合製品を ASC 認証の製品として識別、発送、販売することを中止しなければならない。
- 5.3 GMB が不適合製品を特定し、ASC 製品から非 ASC 製品に格下げした場合、GMB は、当該製品が販売前に非 ASC 製品として再ラベル貼付または再識別されることを保証するものとする。
- 5.4 GMB は、不適合な ASC 製品を受領したことが確認された顧客に対し、不適合製品の発見から **4 日** 以内に通知し、当該製品に関連するクレームへの潜在的な影響について顧客に通知するものとする。
- 5.5 GMB は、不適合製品の発見から **4 日** 以内に審査機関に通知し、関連するロット／バッチおよび状況を解決するためにとった措置について審査機関に報告しなければならない。
- 5.6 GMB は、製品が不適合である理由を特定し、必要に応じて再発防止策を実施しなければならない。
- 5.7 GMB は、不適合製品に関する記録を保持するものとする。これには**セクション 9**に記載された決定または措置が含まれる。

¹⁰例：非 ASC への格下げ。

6. 苦情および不服申し立て

6.1 GMB は、内部および外部からの苦情および不服申し立てを管理するために、文書化された効果的な手続きを有するものとする。

6.1.1 苦情および不服申し立て手続きには、契約養殖業者が、自らのサイトに対する内部審査の結果について、GMB に苦情および不服申し立てを行う権利を含むものとする。

6.2 GMB は、関連する調査および結果の措置の詳細を含む、すべての苦情および不服申し立ての記録を保持するものとする。

6.3 苦情および異議申し立ては、GMB により分析され、この文書に従い、ASC 養殖場基準および IMS 要求事項に対するグループの遵守に影響を及ぼす可能性のある傾向を判断するものとする。

7. マネジメントレビュー

7.1 GMB は、ASC の要求事項に対するグループの実績を見直すため、マネジメントレビュー会議を計画的な間隔で、少なくとも年 1 回開催するものとする。

7.2 マネジメントレビュー会議には、グループの上級マネジメントが出席する。

7.3 マネジメントレビューでは、最低限、以下の項目を評価する：

A) これまでのマネジメントレビューの行動計画、期限、状況。

B) 内部審査の結果および修正状況、是正処置、不適合傾向分析。

C) 審査機関の外部審査の結果と、修正および是正措置の状況。

D) 苦情および関連する場合は不服申し立てと、解決のために取られた措置。

E) 制裁措置の実施と、該当する場合には、適切なフォローアップ。

F) 実施された、または実施される予定の改善。

7.4 マネジメントレビューで得られた結論と合意は、GMB によって文書化され、全サイトに配布される。

8. 文書管理

8.1 GMB は、文書および書式の最新版のみが利用できるよう、効果的な文書管理プロセスを確立するものとする。

8.2 文書管理プロセスには、以下を含むものとする：

- A)** 最新のバージョン番号を示す、すべての管理文書のマスターリスト。
- B)** 文書の認証および識別の方法。
- C)** 変更理由を含む、文書の修正または変更の確認。
- D)** 古くなった文書が流通から排除され、更新または改訂された文書が流通することを保証するシステム。

8.3 文書が電子的に保管される場合、それらもまた安全に保管されなければならない¹¹。

8.4 文書は、グループ内の各サイトで担当者が最も使用する言語で入手できるものとする。

8.5 文書の翻訳が必要な場合、GMB は翻訳が正確であることを保証し、翻訳された文書は文書管理プロセスの下で管理されるものとする。

¹¹例：紛失を防ぐためにパスワードで保護し、バックアップを取る。

9. マネジメントの記録

- 9.1** GMB は、当グループの ASC 要求事項への適合性に関する記録の識別、保管、保護、アクセス、保持に必要な管理を定義した、効果的な記録保持プロセスを持つものとする。
- 9.2** 記録は真正で、検索可能で、判読可能でなければならない。
- 9.3** 記録は、法的小よび ASC 養殖場基準の要件を考慮し、定められた期間保存されなければならない。
- 9.4** 記録が電子的に保存される場合は、安全に保存されなければならない。
- 9.5** GMB は、記録管理の支援を必要とする個々のサイトの記録管理責任を負うものとする¹²。

10. 担当者のトレーニング

- 10.1** GMB は、グループおよびサイトレベルで、グループ内の関連する主要担当者のトレーニングニーズを文書化した効果的なトレーニング制度を有するものとする。
- 10.2** 担当者のトレーニング制度には、最低限、以下を含めるものとする：
- A)** 特定の主要な役割に必要な能力の確認。
 - B)** 担当者が必要な能力を有することを保証するための、トレーニングまたはその他の措置の提供。
 - C)** トレーニングの効果のレビュー。
 - D)** GMB が選出した有資格のトレーナーが実施する、研修生に適した言語でのトレーニング。

¹²例：アクセシビリティの問題や非識字であることが理由の場合。

10.3 GMB は、年間トレーニング計画を策定、実施、および維持するものとし、以下のトレーニングを含むものとする：

- A) ASC 養殖場基準の要件。
- B) ASC グループについての要件。

11. サイトの追加と削除

サイトの追加

11.1 サイトがグループに追加される前に、GMB は以下を確認するものとする：

- A) ASC 養殖場基準の該当する要件に照らし、本文書の**セクション 3**の要件に従い、サイトの現地内部審査が実施された。
- B) 既に有効な ASC 認証を保持しているサイトは、**ASC 養殖場・飼料 CAR**（認証および認定要件）の「認証サイトの追加」セクションに記載された要件を満たしている場合、内部審査または 審査機関審査を受けることなくグループに追加することができる。

11.2 グループへのサイトの追加を申請するために、GMB は審査機関に以下を提供しなければならない：

- A) 最新のサイトの登録簿と、そのサイトをグループに追加する正式な申請。
- B) すべての不適合が是正されていることを示す、レビュー済みの内部審査報告書の写し。
- C) 該当する場合、依頼者とサイト間の契約書の写し。

11.3 サイトの追加申請は、サイトの内部審査の日から **3 ヶ月**以内に審査機関に提出されなければならない。

11.4 GMB は、最初の認証日から毎年、サイト数の増加を申請できる。

11.5 GMB がグループへのサイトの追加を申請する場合、審査機関は、これらの新しいサイトの追加により、グループの年間総生産量が現在の年間生産量より **10%**以上増加するかどうかを判断するものとする。

11.5.1 新たなサイトを追加することでグループの年間総生産量が **10%**以上増加する場合、審査機関は当該サイトをグループに追加する前に審査を実施するものとする。

11.5.2 新たなサイトを追加することにより、グループの年間総生産量が **10%**未満の増加の場合、以下の最も厳密な条件を同時に満たせば、審査機関審査は必要ない¹³：

- A)** 申請したサイト数の増加の合計が **5** サイトを超えない、または
- B)** 申請したサイト数の増加が、グループ内の既存サイト総数の **10%**を超えない。

11.6 サイトは、審査機関の承認後、認証範囲に追加された日から、ASC 認証の製品であることを示す資格を有する。

サイトの削除

11.7 GMB は、サイトが以下の場合、サイトをグループから**取り消す**（自主的に取り下げる）ために、正式な申請を審査機関に提出することができる：

- A)** 現在停止されていない。
- B)** 未解決の審査機関または内部の重度もしくは深刻な不適合事項がない。
- C)** ASC または ASC のインテグリティサービスプロバイダーからのオープンデータの要請がない。

11.7.1 GMB は、**3 営業日**以内に、サイトの認証を取り消す決定を、審査機関に正式に通知するものとする。

11.8 サイトが要件 11.7 を満たさない場合、GMB は**セクション 12**の要件に従い、グループからサイトを削除するものとする。

12. GMB の制裁：停止および取下

12.1 GMB は、制裁を管理するための効果的なプロセスを有するものとする。

12.2 GMB は、内部サイト審査において深刻な不適合が検出された場合、グループまたはグループ内のサイトを**停止**するものとする。

12.2.1 グループおよびサイトの不適合に対して要求される期限と措置の詳細については、別紙 2、表 2.3 を参照のこと。

¹³すなわち、審査機関審査を受けずに追加できるサイトの数が最も少なくなる条件のこと。

- 12.3** GMB は、別紙 2、表 2.3 に従った是正期間内に内部のサイト深刻な不適合が是正されない場合、グループ内のサイトを取り下げるものとする。
- 12.4** GMB は、影響を受けるサイトから出荷された製品が、停止の期間中、または取下日以降、ASC 認証の製品として識別、発送、販売されないことを確実にするための効果的なプロセスを有するものとする。
- 12.5** GMB は、サイトまたはグループの制裁を発行してから¹⁴3 営業日以内に、停止または取下を審査機関に正式に通知しなければならない。
- 12.6** GMB は、サイトの制裁の発行から 3 営業日以内に、以下を実施しなければならない：
- 12.6.1** 当該サイトがグループから永久に取り下げられた日付、または停止された日付とともに、グループのサイト登録簿に取下または停止を登録する。

¹⁴審査機関は、通知から 2 営業日以内に、ASC データベースに認証もしくは認証の対象サイトの停止、または取下を登録する必要がある。

13. 審査機関の制裁

13.1 グループの認証もしくは認証の対象サイトが、審査機関により停止、取下げ、または取消された場合、GMB は以下を保証するものとする：

- A) 影響を受けるサイトにおいて、審査機関の停止、取下、または取消の日以降、製品が ASC 認証のものとして、または ASC のラベル、商標、クレームとともに識別、発送、販売されないこと。
- B) 審査機関の通知から **4 日** 以内に既存の顧客に書面で通知すること。
- C) 通知から **4 日** 以内に ASC に対し、既存顧客の詳細を Assurance@asc-aqua.org まで知らせること。

別紙 1 – 略語

略語	語
AB	認定機関
ASC	水産養殖管理協議会
CAB	審査機関
CAR	認証および認定要件
GIS	地理情報システム
GMB	グループマネジメントボディ
IAS	原料計算システム
ICT	情報通信技術
IEC	国際電気標準会議
IMS	社内管理体制
ISO	国際標準化機構
NC	不適合
UoC	認証単位
WHO	世界保健機関
WGS	世界測地系

別紙 2 – 内部不適合

表 2.1 : 内部サイト不適合の定義

等級	定義
サイト 深刻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の命が危険にさらされていることが明らかな場合 ○ 児童労働または強制労働の証拠 ○ ASC、ASC の指定代理店、ASC のインテグリティサービスプロバイダー、審査機関、または GMB により採取された ASC が特定した製品サンプルから以下のものが検出された場合： <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止物質 ● エビ養殖場における抗生物質 ● 世界保健機関（WHO）の規定に基づき、対象となる生物魚種について、ヒトの医療にとって極めて重要な抗菌薬。 ○ 非認証製品を ASC 認証の製品として販売または発送すること。
サイト 重度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC 養殖場基準の要件への適合性に重大な影響を及ぼす可能性のある重大な不履行がある場合 ○ 不履行の結果、システムまたは工程が停止または完全な機能停止となり、認証製品の完全性を保証する能力を著しく低下させる可能性が高い ○ 不履行が持続的で、長期にわたって再発する（過去の不適合事項の是正がない、または是正の不徹底が原因である可能性がある） ○ 不履行が組織的かつ広範囲に及んでいる（一般にシステムの故障や弱点が原因） ○ 重度な不適合の等級が、ASC 養殖場基準に明確に規定されている指標に適合していない。
サイト 軽度	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASC 養殖場基準の要件への適合性に重大な及ぼさない不履行がある場合 ○ 不履行がシステムやプロセスの完全な機能停止には至らない ○ 不履行は孤立したものであるか、あるいは要求事項への適合性が観察された、たった一度の不履行によるものである ○ 不履行の影響は時間的にも空間的にも限定的である

表 2.2 : 内部グループ不適合の定義

等級	定義
グループ深刻	<ul style="list-style-type: none"> この不履行により、グループ内のサイトが ASC 養殖場基準の要求事項に適合しないという重大かつ体系的で広範な不履行が生じる。
グループ重度	<ul style="list-style-type: none"> ASC グループの内部管理システム要求事項への適合性に不可欠な、中心的なシステムまたはプロセスの停止または機能停止。 この不履行は、グループ内の多くのサイトの ASC 養殖場基準への適合性に体系的な影響を与える可能性がある。
グループ軽度	<ul style="list-style-type: none"> ASC グループについての要件への適合性に重大な影響を与えない、グループの中央 IMS の不履行がある。 この不履行は孤立したものであり、ASC 養殖場基準に対するグループ内のサイトの適合性に重大な、あるいは組織的な影響を与えるものではない。

表 2.3 : 内部不適合の是正期限、GMB および審査機関の措置

不適合 カテゴリー	サイト不適合			グループ不適合		
	深刻	重度	軽度	深刻	重度	軽度
1. NC 検出日からの閉鎖期間	3ヶ月			3ヶ月		
2. 審査員による緊急措置	発見後 24 時間 以内に GMB に通知すること。	該当なし		発見後 24 時間 以内に GMB に通知すること。	該当なし	
3. 緊急 GMB 行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見後 48 時間以内にグループから サイトを停止する。 ○ 停止から 4 日以内に審査機関に通知する。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見から 48 時間以内に グループを停止する。 ○ 停止から 4 日以内に審査機関に通知する。 		
4. 1 の期限内に NC が是正されなかった場合の GMB の措置。	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループからサイトを取り下げる。 ○ 取下後 4 日以内に審査機関に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループからサイトを一時停止する。 ○ 資格停止から 4 日以内に審査機関に通知すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NC の是正期限を超過してから 4 日以内に CAB に通知する。 			
5. 審査機関の措置	グループ認証から サイト を取り下げる。	グループ認証から サイト を停止する。		グループ認証を 取り下げる 。	グループ認証を 停止 する。	

別紙 3 - 内部審査員の能力要件

	資格／能力	要件：	サイト内 部審査員	グループ内部 審査員
1	公的資格／業界経験	A) 少なくとも高校卒業以上の学歴を有すること。 <u>または</u> B) 養殖事業において少なくとも 2年間 の実務経験を有すること。	✓	
2		A) 少なくとも高校卒業以上の学歴を有すること。 <u>または</u> B) 品質管理システムに関する実務経験が 2年 以上あり、管理システム基準（ISO 9001 など）に関する一般的な知識を有していること。		✓
3	具体的な審査経験	A) 品質管理システムに対する要件がある任意の認証スキームに対して、過去 2年間 に最低 1回 の内部審査の実施。		✓
4a	資格／トレーニング	ISO 19011 の原則に基づく、最低 16時間 の内部審査員トレーニングコースを修了していること。 <ul style="list-style-type: none"> 修了証には、コースの内容および期間が明記されなければならない。 合格が修了証に記載されていないなければならない。 	✓	✓

	資格／能力	要件：	サイト内 部審査員	グループ内部 審査員
4b	資格／トレーニング	A) 社会審査を専門とする職業訓練機関が提供する、社会的要求事項の審査に関するトレーニングコースの修了。 <u>または</u> B) ASC 社会内部審査員トレーニングの修了	✓	
5	制度別トレーニング	以下の課程を修了すること： <ul style="list-style-type: none"> ASC 養殖場基準のトレーニング。 該当する ASC 内部審査員トレーニングコース。 新しい要求事項のための ASC 更新トレーニング（ASC が指定する期限内）。 	✓	✓
6	立会審査要件（オンボーディング）	他の養殖スキームに対して過去 2年間 に少なくとも 1回 の審査をサイト審査員として完了し、有資格のサイト内部審査員が立ち会って承認した。	✓	
7	語学力	審査対象サイトの主要な現地語の実務言語スキル。これには、この言語で使用される専門用語の知識も含まれるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> そうでない場合、審査員には独立した通訳を同行させなければならない。 	✓	✓

別紙 4 - グループサイト登録簿

GMB は、独自のサイト登録簿テンプレートを作成することができる。テンプレートは、最低限以下の情報を含むものとする。¹⁵ :

- サイトコード（初回認証後に ASC が生成するコード）
- サイト名
- サイトの状況（認証／停止／取下／取消）
- サイトと認証の所有者の関係（GMB が所有するサイト／契約サイト／契約養殖業者）
- 主要な養殖魚種
- 生産システム
- 緯度（N, S）（00.000000）
- 経度（E, W）（000.000000）
- 最終内部審査日
- サイトがグループに追加された日付
- サイトがグループから削除された日
- 削除の理由
- 従業員数
- 生産面積（ヘクタール）
- 生産量（メトリックトン） :
- 前年度の総出荷量
- ASC 認証の出荷量
- 非 ASC 認証の出荷量
- ASC 認証の販売量
- 非 ASC 認証の販売量
- 当年度の推定生産量
- 最大生産能力

¹⁵この情報の大部分は、ASC データ提出手順に従って直接 ASC に提供される場合がある。

別紙 5 – 養殖場契約

A. 一般的な養殖場契約

1. GMB とグループの UoC に含まれる各契約サイトとの間には、書面の法的強制力のある、署名された一般的な養殖場契約（以下、「契約」という）がなければならない。
2. 契約には、最低限、本別紙に概説されている条件と、CAR（認証および認定要件）の認証契約セクションに詳述されている、該当する条件（契約サイトに関連するもの）を含めるものとする。
3. 契約には、グループの UoC への加入は任意であり、養殖業者はいつでも契約を解除できることを明記するものとする。
4. 契約には、当事者のいずれかによって開始された契約の変更は両当事者によって合意されるものとし、新たな契約が締結されることが明記されるものとする。合意された中間的な変更は、両当事者間で明確に伝達されるものとする。
5. 養殖業者は、署名する前に、契約に関する法的な助言を求めることができるものとする。
6. 契約は以下の通りにしなければならない：
 - a. 主な連絡先の氏名や連絡先の詳細など、関係者を特定する。
 - b. 開始日、契約期間、更新日、終了日、レビュー頻度を含める。
 - c. 契約サイトの場所と規模を明記する。
 - d. 契約サイトが GMB 向けに生産する製品と生産方法を指定する。
 - e. 両当事者の義務を明確に記載し、契約の規定に違反した場合にどのような制裁が適用されるかを明記する。
 - f. 製品の未納入や受領した製品に対する未払い、「不可抗力¹⁶」、または倒産など、約束の重大な不履行があった場合、両当事者にどのような結果が生じるかを明示する。
 - g. 契約には、当事者間の紛争解決プロセスを明記するものとする。
7. 養殖業者は以下に同意するものとする：
 - a. 常に 1 つの ASC グループ UoC のメンバーであること
 - b. 適用される ASC 養殖場基準の要件に適合性があることを確認すること。

¹⁶洪水や地震などの自然災害のように、人間の制御や活動の範囲外で起こる、制御不能な自然の力が一例。

- c. GMB が、最低限、適用される ASC 養殖場基準の要件に対して、年 1 回の定期的な現地審査を実施すること。
- d. GMB の審査機関が、適用される ASC 養殖場基準の要件に照らした審査を実施すること。
- e. GMB および審査機関の抜き打ち審査のために、サイトへのアクセスを許可すること。
- f. GMB、審査機関、ASC のインテグリティサービスプロバイダー、および ASC は、認証範囲内の養殖業者のサイトおよび関連施設を視察する権利を有する。これには、ASC 要求事項への適合性を確認するための事前の通知のない訪問が含まれる。
- g. GMB、審査機関、ASC のインテグリティサービスプロバイダー、および ASC に対し、関連文書および記録へのアクセスを提供すること。また、要請があれば、グループ UoC の離脱後最大 12 ヶ月間の関連文書および記録を提出すること。これは、グループ UoC を離脱した理由（取下げまたは取消）に関係なく行われるものとする。

B. 契約養殖場契約

養殖生産が、契約養殖場と GMB との間の契約養殖場契約に基づいて行われる場合。GMB は「[FAO モデル契約](#)」を指針として使用し、契約養殖場契約の条件を作成するものとする本契約には、本別紙のパート A に規定される条件も含まれるものとする。